

特定水産資源（クロマグロ）に関する令和4管理年度における 鹿児島県知事管理漁獲可能量（TAC）の運用について（報告）

1. 経緯

秋田県よりクロマグロ小型魚5トン及び同大型魚5トンの譲渡があったことから本県クロマグロ漁業の各管理区分に配分するもの。

2. 管理区分への配分ルール（資源管理方針抜粋）

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね1割を本県の留保とする。残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。

（中略）

管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。

（後略）

3. 配分

(1) 配分方法

○配分量の1割を留保する。

○令和4管理年度は、令和2管理年度の漁獲実績をもとに管理区分ごとに以下の比率で配分しており、譲受量についても当該比率を適用する。

- ・小型魚

定置漁業：その他漁業＝72：28

- ・大型魚

定置漁業：その他漁業＝55：45

(2) 配分

【小型魚】			
管理区分	変更前 漁獲可能量	追加配分量	変更後 漁獲可能量
定置漁業	10.8	3.2	14.0
その他のくろまぐろ漁業	4.2	1.3	5.5
県留保枠	1.4	0.5	1.9
合計	16.4	5.0	21.4
【大型魚】			
管理区分	変更前 漁獲可能量	追加配分量	変更後 漁獲可能量
定置漁業	5.3	2.5	7.8
その他のくろまぐろ漁業	4.8	2.0	6.8
県留保枠	0	0.5	0.5
合計	10.1	5.0	15.1

4. 公表

令和5年2月3日付けの県公報により告示した。